

# 平成29年第4回砂川市議会定例会

平成29年12月4日（月曜日）第1号

## ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 29年 3定 平成28年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて  
議案第11号 て  
29年 3定 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め  
議案第12号 ることについて  
29年 3定 平成28年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定める  
議案第13号 ことについて  
29年 3定 平成28年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めるこ  
議案第14号 とについて  
29年 3定 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求  
議案第15号 めることについて  
29年 3定 平成28年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定  
議案第16号 を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について  
報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市場外離着陸場条例の制定について  
議案第 7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて  
議案第 9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 1 号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 議案第 1 2 号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 号 平成 2 9 年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2 号 平成 2 9 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3 号 平成 2 9 年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 4 号 平成 2 9 年度砂川市病院事業会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

北谷 文夫議員

中道 博武議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 1 2 月 4 日  
至 1 2 月 6 日 3 日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

- 日程第 5 2 9 年 3 定 平成 2 8 年度砂川市一般会計決算の認定を定めることにつ  
議案第 1 1 号 て
- 2 9 年 3 定 平成 2 8 年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め  
議案第 1 2 号 ることについて
- 2 9 年 3 定 平成 2 8 年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め  
議案第 1 3 号 ことについて
- 2 9 年 3 定 平成 2 8 年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め  
議案第 1 4 号 とについて
- 2 9 年 3 定 平成 2 8 年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求  
議案第 1 5 号 めることについて
- 2 9 年 3 定 平成 2 8 年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定  
議案第 1 6 号 を定めることについて
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について

- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 13号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市場外離着陸場条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	増 山 裕 司 君		中 道 博 武 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	武 田 圭 介 君		辻 勲 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	小 黒 弘 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊

砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	峯田和興
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	渡部秀樹

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから平成29年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び中道博武議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月6日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

3ページ、総務部総務課の関係では、2点目の砂川警察署との安全・安心な地域づくりに関する協定について、11月14日、公用車のドライブレコーダーの設置に伴い、犯罪等が発生した際にドライブレコーダー及び市設置の防犯カメラの画像等を提供し、相互協力することで早期解決を図ることを目的に安心・安全な地域づくりに関する協定を締結したところであります。

4ページ、市長公室課の関係では、6点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて市政功労者4名の表彰及び永住功労者71名、高額寄附5件に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、5ページ、7点目の地域力UP講座について、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、地域交流センターゆうにおいて全5回中、9月6日に4回目、13日に5回目の「地域力UP講座」を開催したところであります。講座では、講師からの講話やワークショップを実施し、実際に市民活動を立ち上げるにはどのようなことを行うのか等、講師と参加者、参加者同士の意見交換が行われ、全5回で受講者36人、延べ99人の参加があったところであります。

次に、9点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月8日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、10点目の砂川市地域防災訓練について、10月1日、豊沼小学校において地震が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、豊沼小学校を避難所として指定している町内会・砂川地区広域消防組合・砂川警察署・砂川市防火協力会・北海道札幌建設管理部・株式会社N T T東日本・砂川青年会議所・陸上自衛隊滝川駐屯地に協力を要請し、148人の参加があったところであります。当日は、住民避難訓練・初期消火訓練・土砂災害に関する講話・簡易居住場所づくり訓練等を実施したところであります。

次に、6ページ、政策調整課の関係では、4点目の砂川市総合教育会議について、10月11日、第2回会議を開催し、いじめアンケートに係る集計結果、全国学力・学習状況調査結果について意見交換を行ったところであります。

次に、6点目の砂川市第6期総合計画における事務事業進行管理の実施結果の公表について、第6期総合計画第2次実施計画に掲げる312事務事業について、実績額・成果指標・活動指標の達成度やその理由などを自己分析する進行管理を行い、その結果をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表したところであります。

次に、7ページ、7点目の北海道日本ハムファイターズ「北海道179市町村応援大使」について、市町村のまちづくり・まちおこしに寄与するため、毎年道内18の市町村において北海道日本ハムファイターズの選手が1年間の任期で大使を務め、10年間で道内179市町村を応援するプロジェクト「北海道179市町村応援大使」に応募したところ、平成30年対象市町村として当選し、11月26日に開催された「ファンフェスティバル2017」において近藤健介選手、石井裕也選手の当市への大使就任が決定したところであります。

次に、8ページ、庁舎建設推進課の関係では、1点目の砂川市庁舎建設検討審議会について、9月28日、第10回審議会を開催し、新庁舎の導入機能である窓口・相談機能、情報発信・交流スペース、周辺環境との調和、周辺施設との連携、環境負荷の低減、ライフサイクルコスト縮減、議会機能、防犯・セキュリティー機能及び施設計画である構造計画、事業計画である事業手法、事業スケジュール、概算事業費及び財源について協議したところであります。また、10月11日、第11回審議会を開催し、砂川市庁舎建設基本

計画（答申案）について協議したところであります。また、10月25日、第12回審議会を開催し、砂川市庁舎建設基本計画（答申）について決定した後、市長へ答申を行ったところであります。

次に、10ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動について、（2）に主な啓発運動を記載してございますが、9月21日に砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動を実施したところであります。

次に、13ページ、介護福祉課の関係では、2点目の砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会について、10月26日、第3回協議会を開催し、第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）等について協議したところであります。また、11月24日、第4回協議会を開催し、第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間素案について協議したところであります。

次に、15ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目の観光宣伝活動について、9月7日・8日の2日間、北海道各地域の地域振興に寄与することを目的に、株式会社北洋銀行が主催する「観光ビジネスマッチング」が東京都池袋サンシャインシティにおいて開催され、旅行会社や出版社との個別面談等を通じ、今後のプロモーションについて情報収集を行ったところであります。また、9月9日、10月7日、11月11日の3日間、まちづくり観光デザインセンター代表の加藤肇子氏を講師に迎え、講話を聞いた後グループに分かれアイデアを出し合い、意見をまとめる「おもてなし観光ワークショップ」を開催し、延べ83人の参加があったところであります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、（1）永く住まいる住宅改修補助金は16件、346万6,000円、（2）まちなか住まいる等住宅促進補助金は5件、150万7,000円、（3）高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は3件、48万9,000円、（4）住宅用太陽光発電システム導入費補助金は2件、30万、（5）老朽住宅除却費補助金は4件、120万3,000円をそれぞれ交付したところであります。また、子育て支援として子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、（1）永く住まいる住宅改修補助金は5件、29万1,000円を上乗せし、（2）まちなか住まいる等住宅促進補助金は3件、50万円を加算して、それぞれ交付したところであります。また、移住、定住促進として、砂川市に移住された方に対し新規移住祝金を交付しておりますが、2件、40万円相当の商品券を交付したところであります。

次に、22ページ、9点目の砂川市シルバー人材センターとの空き家等の適正管理に関する協定について、9月7日、砂川市空家等対策計画の推進を図るため、相互が連携・協力し、空き家等の適正管理を進めることにより良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、空き家等の適正管理に関する協定を締結し

たところであります。

次に、10点目の住宅金融支援機構との「フラット35」子育て支援型・地域活性化型に関する協定について、9月29日、子育て世帯の住宅取得に係る支援と定住を促進する取り組みの一つとして、子育て世帯などが住宅を新築、または購入し、すながわハートフル住まいる推進事業のまちなか住まいる等住宅促進補助金制度を利用する場合に、住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」の借入金利が優遇される協定を締結したところでもあります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の北光小学校における「来年度の学級編成に係る説明会」の開催について、10月17日、北光小学校の2・3学年保護者を対象とした説明会を学校内で開催し、現在通常学級の2・3年生が合計16人であることから、法律による学級編成の基準である2学年で16人以下のまま児童数がふえない場合は、来年度に複式学級となることや学級運営に係る具体的な内容等を説明しました。

3点目の放課後学習サポート委託事業の一般公開について、市内小学校4年生から6年生を対象として、公民館で実施している当該事業の一般公開を10月20日、23日、27日に行い、受講児童の保護者など3日間で合計28人の参観がありました。

5点目の砂川市仲間づくり「子ども会議」の開催について、12月1日、公民館において市内小・中・高等学校の児童・生徒会代表者28人による「子ども会議」を開催し、各学校での仲間づくりの取り組み等の発表や「いじめのない学校にするために、私たちができることを考えよう」をテーマとしたグループ協議を行いました。

次に、2ページ、社会教育課所管では、3点目の秋のあいさつ運動強調週間について、9月27日から29日までの3日間、あいさつ運動推進委員会が主催する「秋のあいさつ運動強調週間」を市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど56団体、1,685人の参加を得て開催しました。

4点目の生涯学習市民の集い「いってみよう やってみよう 2017」について、9月30日、公民館において社会教育委員の会議が主催する「生涯学習市民の集い」を北海道三井化学株式会社、三共建具工業株式会社、砂川高等学校、砂川警察署、砂川地区広域消防組合、ネイバル砂川、公民館グループ・サークルなどの協力のもと、多彩な体験活動を行い、市民等365人の参加を得て開催しました。

次に、3ページ、公民館所管では、5点目の第50回砂川市民文化祭について、10月7日、8日の2日間、地域交流センターゆうにおいて市民文化祭実行委員会が主催する「市民文化祭」を発表団体として芸能部門に35団体、文芸展示部門に39団体、発表者は合わせて約910人の参加を得て開催し、鑑賞者は芸能部門、文芸展示部門、合わせて約2,170人でありました。

4ページ、7点目の公民館キッズスペースの設置について、11月6日、公民館1階ラウンジ内に子育て世代の親子が休憩できるキッズスペースを設置しました。キッズスペースには幼児用玩具や絵本を備えたほか、DVDによるアニメも鑑賞できるように整備しました。利用時間は、月曜日から金曜日までは午前9時から午後9時まで、土曜日及び日曜日は午前9時から午後6時までであり、無料で申し込みもなく自由に利用できることとなっています。

次に、図書館所管では、3点目の図書館おたのしみ会について、11月3日、公民館において中空知広域市町村圏組合との共催事業として「絵本で子どもたちに伝えたいこと」と題した絵本ライブを絵本作家、長谷川義史氏を講師に迎え、247人の参加を得て実施しました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の全道大会への出場と結果について、9月3日、深川市で開催された「第19回北海道ジュニア陸上競技選手権大会」に出場した砂川中学校陸上競技部2人の成績は次のとおりでありました。

5ページ、2点目の全国大会への出場と結果について、中央小6年生の石岡空来さんは、9月15日から18日に群馬県前橋市で開催された「第36回全日本ジュニアバドミントン選手権大会ジュニア新人の部」へ出場して、3回戦敗退の成績でありました。また、11月5日、兵庫県赤穂市で開催された「第29回忠臣蔵旗少年剣道大会」に砂川練心館が出場し、団体戦・小学生の部で第3位、中学生の部で2回戦敗退の成績でありました。

3点目のはまなす国体開催記念・第28回北海道中学生剣道練成大会について、9月17日、総合体育館において開催され、全道各地から146チーム、選手800人の参加がありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

- ◎日程第5 29年3定議案第11号 平成28年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 29年3定議案第12号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 29年3定議案第13号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 29年3定議案第14号 平成28年度砂川市介護保険特別会計決

算の認定を求めることについて

29年3定議案第15号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別  
会計決算の認定を求めることについて

29年3定議案第16号 平成28年度砂川市病院事業会計利益の  
処分及び決算の認定を求めることにつ  
いて

○議長 飯澤明彦君 日程第5、平成29年第3回定例会議案第11号 平成28年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成28年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成28年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 北谷文夫君（登壇） 平成29年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第11号から第16号までの平成28年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月13日に委員会を開催し、委員長に私北谷、副委員長に武田真委員が選出され、10月2日及び3日の2日間にわたり委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第11号から第16号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより平成29年第3回定例会議案第11号から第16号までの討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、平成29年第3回定例会議案第11号から第16号までを一括採決します。  
本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分の報告について  
報告第2号 専決処分の報告について

○議長 飯澤明彦君 日程第6、報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分ではありますが、公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日月は、平成29年6月29日木曜日午後5時40分ごろです。事故発生場所は、砂川市東2条北6丁目1番6号、砂川総合ハイツ駐車場であります。相手方、相手方車両名、本市運転手は記載のとおりであります。本市車両名は、スズキアルト、札幌50て197であります。事故の概要は、本市車両が駐車場に進入したところ、停車していた相手方車両が後進を開始し、避け切れず接触した事故であります。過失割合は、本市車両が30%で、賠償金は4万9,553円であり、専決処分年月日は平成29年10月25日であります。支払い先は、砂川市西2条北18丁目1番9号、株式会社高橋興業であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、市営駐車場内における街灯が倒れたことによる事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分ではありますが、市営駐車場内における

街灯が倒れたことによる事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、平成29年9月18日月曜日午前11時から午後4時の間であり、事故発生場所は砂川市東2条北2丁目であります。損害賠償の相手方住所、氏名、相手方車両名は記載のとおりであります。事故の概要は、市営駐車場に設置していた街灯が腐食により倒れ、その際に近くに駐車していた相手方車両の屋根及びドアミラーを破損した事故であります。過失割合は、当市が100%であり、相手方に過失はございません。賠償金の額は22万3,182円であり、専決処分年月日は平成29年11月9日であります。支払い先は、砂川市吉野1条南4丁目7番24号、有限会社武川自動車商会であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

#### ◎日程第7 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第7、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、平成29年9月28日であります。

専決処分の理由は、平成29年度一般会計補正予算について、平成29年9月18日の台風18号及び翌9月19日の暴風雨による浸水対策及び安全な道路通行、施設利用等を図るための処理が必要となったこと、また第194回臨時国会において平成29年9月28日に衆議院が解散し、10月10日公示、10月22日第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなったため、平成29年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないので、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,836万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億3,373万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。初めに、12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費18万5,000円の補正は、市有地における倒木の処理及び処分に係る処理費であります。

同じく4項2目衆議院議員選挙費で二重丸、衆議院議員選挙の執行に要する経費1,362万8,000円の補正は、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費であり、内訳については記載のとおりであります。

次に、14ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費105万6,000円の補正は、道路通行に影響のあった倒木等の処理及び処分に係る処理費であります。

同じく4項2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費55万円の補正は、公園内の倒木の処理及び処分に係る処理費であります。

次に、16ページ、9款消防費、1項2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費263万4,000円の補正は、排水ポンプの設置に係る経費であり、運搬稼働委託料及び器具借り上げ料であります。

次に、18ページ、10款教育費、2項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費31万円の補正は、砂川、豊沼、中央小学校敷地内の倒木の処理及び処分に係る処理費及び豊沼小学校体育館屋上の笠木破損に伴う補修費であります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をいたします。15款道支出金で1,286万円の補正は、衆議院議員選挙の執行に係る総務費道委託金であります。

18款繰入金で550万3,000円の補正は、財源調整のため財政調整基金繰入金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第13号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

- ◎日程第8 議案第6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定について
- 議案第5号 砂川市場外離着陸場条例の制定について
- 議案第7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第8、議案第6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定について、議案第5号 砂川市場外離着陸場条例の制定について、議案第7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の12件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第6号及び議案第5号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

廃止の理由であります。砂川ヘリポートを廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川ヘリポート条例を廃止する条例であります。砂川ヘリポート条例は、廃止するものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市場外離着陸場条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。本市における航空運送の用に供するため設置する砂川市場外離着陸場の適正な管理運営を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

2ページをごらん願います。砂川市場外離着陸場条例についてご説明申し上げます。

第1条は、設置の定めであり、砂川市における航空運送の用に供するため、砂川市場外離着陸場を設置すると定めるものであります。

第2条は、名称及び位置の定めであり、名称は砂川市場外離着陸場、位置は北海道砂川市西豊沼231番地6と定めるものであります。

第3条は、運用日時の定めであり、第1項は場外離着陸場の運用日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとし、日没が午後5時前であるときは日没の時刻までとするものであり、ただし第1号、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び第2号、前号に掲げる日を除く12月29日から1月3日までの日を除くと定めるものであります。

第2項は、前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、運用日時を変更することができるものと定めるものであります。

第4条は、使用の許可等の定めであり、第1項はヘリコプターの離着陸又は停留のため場外離着陸場を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の許可を申請し、許可を得なければならないものとし、許可事項を変更しようとするときも同様とするものと定めるものであります。

第2項は、緊急その他特別の理由があると市長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、場外離着陸場を使用できると定めるものであります。

第3項は、市長は、前2項の規定により場外離着陸場を使用する者に対し、管理上必要な指示をすることができるものと定めるものであります。

第5条は、重量の制限の定めであり、第1項は、使用者は、最大離着陸重量が9トンを超えるヘリコプターを使用してはならないとするものであり、ただし市長の許可を得たと

きは、この限りでないと定めるものであります。

第2項は、市長は、前項ただし書の規定により許可しようとするときは、場外離着陸場の状況、使用頻度等を考慮し、ヘリコプターの安全な離着陸に耐え得るかどうかを確認しなければならないと定めるものであります。

第6条は、停留等の制限の定めであり、場外離着陸場においてヘリコプターの操作及び貨客の取扱いをする者は、市長の定める場所以外の場所においてヘリコプターを停留させ、旅客を乗降させ、又は貨物の積卸しをしてはならないと定めるものであります。

3ページをごらん願います。第7条は、給油又は排油作業の制限の定めであり、場外離着陸場においてヘリコプターの給油又は排油を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給油又は排油を行ってはならないと定めるものであり、第1号は給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき、第2号は発動機が運転中又は加熱状態にあるとき、第3号は必要な危険予防措置が講じられている場合を除き、旅客がヘリコプター内にいるとき、第4号はヘリコプターの無線設備又は電気設備を操作し、その他静電気、火花、放電を起こすおそれがある物件を使用しているときと定めるものであります。

第8条は、安全管理の定めであり、使用者は、場外離着陸場においては、安全管理のために万全を期さなければならないと定めるものであります。

第9条は、入場制限又は禁止の定めであり、市長は、混雑の予防その他場外離着陸場の管理上必要があると認めるときは、場外離着陸場に入場することを制限し、又は禁止することができるものと定めるものであります。

第10条は、立入制限の定めであり、着陸帯、誘導路、エプロンその他市長が指定する区域には、次に掲げる者を除き、立ち入ってはならないと定めるものであり、第1号はヘリコプターの乗務員及び旅客、第2号は場外離着陸場に勤務する者、第3号は前2号に定める者のほか、市長が必要と認めた者と定めるものであります。

第11条は、車両の取扱いの制限の定めであり、場外離着陸場において車両の取扱いをする者は、次に掲げる行為をしてはならないとするものであり、ただし市長が必要と認めるときは、この限りでないと定めるものであります。第1号は、制限区域において車両を運転すること、第2号は市長が指定する場所以外の場所において車両を駐車し、又は修理し、若しくは清掃することと定めるものであります。

第12条は、禁止行為の定めであり、何人も場外離着陸場においては、次に掲げる行為をしてはならないと定めるものであり、第1号は標札、標識、芝生その他の場外離着陸場の施設又は駐車場の車両を損傷し、若しくは汚損すること、第2号は市長の許可を得ないで爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、若しくは運搬すること、4ページをごらん願います。第3号は、市長の許可を得ないで火気を使用すること、第4号は市長が定める場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること、第5号は市長が定める場所以外の場所に、ごみその他の物を捨てること、第6号は市長が

定める場所以外の場所において喫煙すること、第7号は前各号のほか、場外離着陸場の機能を損なうおそれがある行為をすることと定めるものであります。

第13条は、違反者に対する措置の定めであり、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、当該行為を制止し、又は場外離着陸場からの退去若しくは原状回復その他必要な措置を命ずることができるものと定めるものであり、第1号は第7条の規定に違反して給油又は排油を行った者、第2号は第8条の規定に違反して安全管理を怠った者、第3号は第9条の規定に違反して場外離着陸場に入場した者、第4号は第10条の規定に違反して制限区域に立ち上がった者、第5号は第11条の規定に違反して車両の取扱いをした者、第6号は第12条の規定に違反して禁止行為を行った者と定めるものであります。

第14条は、工作物の設置等の定めであり、場外離着陸場に工作物を設置しようとする者又は場外離着陸場の土地、建物等を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、あらかじめ市長に使用の許可を申請し、許可を得なければならない。当該工作物を変更し、若しくはその用途を変更し、又は土地、建物等の使用目的を変更しようとするときも同様とすると定めるものであります。

第2項は、市長は、前項に規定する許可をする場合において、場外離着陸場の管理上必要な条件を付すことができると定めるものであります。

第15条は、立入検査の定めであり、市長は、場外離着陸場の管理上必要があると認めるときは、市長の指定する職員に前条第1項の規定により工作物の設置又は土地、建物等の使用の許可を得た者の施設に立ち入って、その使用状況について検査させることができると定めるものであります。

第16条は、許可の取消し等の定めであり、市長は、使用者及び工作物設置者等がこの条例の規定に違反したとき、許可の条件に従わなかったとき、又は市長が場外離着陸場の管理上必要があると認めるときは、その許可を取り消し、場外離着陸場の使用又は当該工作物の設置若しくは当該土地、建物等の使用を停止し、その他必要な措置を命ずることができるものと定めるものであります。

第17条は、原状回復の義務の定めであり、工作物設置者等は、当該工作物の用途を廃止したとき、若しくは当該土地、建物等の使用を終えたとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、市長の指示に従い、直ちにこれを原状に回復しなければならないものとし、ただし市長がその義務を免除したときは、この限りでないとするものであります。

5ページをごらん願います。第18条は、権利の譲渡等の禁止の定めであり、工作物設置者等は、その権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないとするものであり、ただし市長が必要と認めるときは、この限りでないとするものであります。

第19条は、使用料の定めであり、使用者は、別表第1に定める使用料を、工作物設置者等は、別表第2に定める土地建物使用料を、規則で定めるところにより納付しなければ

ならないと定めるものであります。

第20条は、使用料の減免の定めであり、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができるものと定めるものであり、第1号は国又は地方公共団体が公用のため使用するとき、第2号は不時着陸のため使用するとき、第3号は離陸後、天候不良等の理由により再度着陸のため使用するとき、第4号は前3号のほか、市長が必要と認めたときと定めるものであります。

第21条は、使用料の還付の定めであり、既に徴収した使用料は、還付しないとするものであり、ただし市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでないものと定めるものであります。

第22条は、損害の賠償の定めであり、使用者は、場外離着陸場の施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないと定めるものであります。

第23条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

次に、5ページから6ページに記載の別表第1及び別表第2についてご説明申し上げます。初めに、別表第1（第19条関係）は、着陸料及び停留料の額の定めであり、最大離陸重量によって区分し、着陸料につきましては、1トン以下のものは着陸1回につき514円、1トンを超え6トン以下のものは着陸1回につき1,028円、6トンを超えるものについては着陸1回につき1,028円に6トンを超える重量について1トンごとに618円を加算した額とするものであり、停留料につきましては3トン以下のものは停留時間24時間ごとに870円、3トンを超え6トン以下のものは停留時間24時間ごとに1,740円、6トンを超えるものは停留時間24時間ごとに1,740円に6トンを超える重量について1トンごとに32円を加算した額と定めるものであります。

次に、別表第2（第19条関係）は、土地建物使用料の定めであり、1月1平方メートルにつき73円と定めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、7ページをごらん願います。議案第5号附属説明資料、砂川市場外離着陸場条例施行規則の概要についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、第2条から第4条は使用許可の申請、重量超過の許可申請、工作物の設置等の許可等の定めであります。

第5条は、使用料の納付方法等の定めであり、第1項は、条例第19条の規定による別表第1に定める使用料は、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終えたときに納付しなければならないとするものであり、ただしあらかじめ市長の承認を得たときは、使用料を取りまとめたうえ、市長の指定する期限までに納付することができるものと定めるものであります。

第2項は、条例第19条の規定による別表第2に定める使用料は、使用許可を得た日か

ら1月を超えない範囲において、市長が指定する日までにその全額を納付しなければならないものとし、ただしあらかじめ市長の承認を得たときは、市長が指定する時期に分割して納付することができるものと定めるものであります。

8ページをごらん願います。第6条から第8条は、使用料減免、使用料の減免申請等、損傷等の届出の定めであります。

第9条は、委任の定めであり、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則として、この規則は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から議案第7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、徴収の根拠の定めであり、同条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改めるものであります。

第2条は、賦課金の定めであり、同条第1項中「の各号」を削るものであります。

第3条は、特別徴収金の定めであり、同条第1項本文中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に、「債借権」を「賃借権」に改め、同項ただし書き中「の各号」を削り、「認める時に」を「認めるとき」に改めるものであります。

第4条は、急施の場合の特例の定めであり、同条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に、「第49条第1項」を「第87条の4第1項の規定による緊急耐震工事計画及び法第87条の5第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、道路法施行令に準じた道路占用料の額に改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市道路占用料徴収条例の

一部を改正する条例であります。改正内容につきましては7ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、占用料の額の定めであり、全文を改めるもので、第1項を占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

第2項を前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

第3項を市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができるとし、第1号を道路法施行令第11条の8第1項に規定する応急仮設住宅、第2号を法第35条に規定する事業及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの、第3号を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設、第4号を公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件、第5号を街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場、第6号を前各号に掲げるもののほか、前2項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、市長が定めるものとするものとあります。

第3条は、占用料の徴収方法の定めであり、第1項の全文を改めるものであり、占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は同意した日から20日以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降

にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとするものとなります。

第4条は、督促及び延滞金の徴収の定めであり、同条中「第4条」を「第3条及び第4条」に改めるものとなります。

別表（第2条関係）は、道路占用料の額であり、道路法施行令に基づく国道の道路占用料に準じた額として定めておりましたが、平成29年4月1日施行として施行令の改正が行われたことから、改正後の欄のとおり改めるとともに、施行令に準じた表に改めるものとなります。

13ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとなります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第9号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて提案説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私から議案第9号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。公民館の管理及び運営に係る指定管理者の指定期間満了に伴い当該施設の管理及び運営体制を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものとなります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市公民館条例の一部を改正する条例がありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

現行第1条は、趣旨の定めであり、第1条中「。以下「法」という。」を削るものとなります。

現行第3条中第2項から4ページの第8条までを削り、現行第9条を第4条とし、第10条から第13条までを5条ずつ繰り上げるものとなります。

5ページになります。現行第14条は、使用料の定めであり、第14条中「第12条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とするものとなります。

現行第15条を第10条とし、第16条から17条までを5条ずつ繰り上げるものであります。

現行第18条は、許可の取消しの定めであり、第18条第2号中「第13条」を「第8条」に改め、同条を第13条とするものであります。

現行第19条を第14条とし、6ページになります、第20条から21条までを5条ずつ繰り上げるものであります。

現行第22条を削り、第23条を第17条とするものであります。

現行別表中「(第14条関係)」を「(第9条関係)」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。体育施設の管理及び運営に係る指定管理者の指定期間満了に伴い当該施設の管理及び運営体制を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市体育施設条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第10号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、管理の定めであり、現行「砂川市教育委員会（以下「委員会」という。）は、体育施設の管理及び運営に関する業務を、市内に事務所又は活動の拠点をもつる団体を指定して、当該団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。」を改正後は「体育施設の管理及び運営は、砂川市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。」に改めるものであります。

現行第4条から第8条までを削り、4ページになります、現行第9条を第4条とし、第10条を第5条とし、現行第11条は使用の許可の定めであり、第11条第1項中「規則」を「教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改め、同条を第6条とするものであります。

現行第12条を第7条とし、第13条から5ページの第21条までを5条ずつ繰り上げるものであります。

現行第22条を削り、第23条は委任の定めであり、第23条中「委員会規則」を「規則」に改め、同条を第17条とするものであります。

現行別表第1から別表第6までの表中「(第14条関係)」を「(第9条関係)」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 私から議案第11号、第12号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第11号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川市立病院の助産師の安定的な確保を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第11号 附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、目的の定めであり、同条の現行「看護師の業務」を改正後は「看護師又は助産師(以下「看護師等」という。)の業務」に改め、現行「における看護師」を改正後は「における看護師等」に改めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、同条第1号の現行「に基づく看護師の大学」を改正後は「第20条及び第21条の規定に基づく看護師等の大学」に改め、同条第3号の現行「看護師業務」を改正後は「看護師等業務」に改め、現行「において看護師」を改正後は「において看護師等」に改めるものであります。

第3条は、修学資金の貸与の定めであり、同条第1項の現行「対し」の次に「、予算の範囲内において」を加え、同条第2項を前項の修学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。第1号、看護師修学資金、月額3万円、4ページをお開きいただきたいと存じます、第2号、助産師修学資金、月額15万円に改めるものであります。

第4条は、貸与期間及び方法の定めであり、同条第1項を修学資金の貸与の期間は、養成施設入学の月から卒業の月までの修学期間とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を限度とする。第1号、看護師修学資金、36月、第2号、助産師修学資金、12月に改めるものであります。

第9条は、返還の免除の定めであり、同条第1項及び第2項の現行「被貸与者」の次に「のうち看護師修学資金の貸与を受けた者」を加え、改正後に第3項及び第4項を加えるものであります。

同条第3項として、管理者は、被貸与者のうち助産師修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。第1号、指定勤務を行った期間が指定期間に3を乗じて得た期間に達したとき、第2号、指定勤務を行っている期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する

心身の故障のため指定勤務を継続することができなくなったと認められるとき、第3号、その他管理者が特に必要があると認めたときとするものであります。

同条第4項は、管理者は、被貸与者のうち助産師修学資金の貸与を受けた者が指定勤務を行った場合において、当該指定勤務を行った期間が指定期間に3を乗じて得た期間に達しなかったときは、貸与した月額を3で除して得た額に当該指定勤務を行った、5ページをお開きいただきたいと存じます、月数を乗じて得た額を限度として、修学資金の返還債務を免除することができるものとしてあります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第12号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の規定を追加するとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

このことについて若干ご説明を加えさせていただきます。地方公務員法第26条の5第3項では、自己啓発等休業をしている期間については給与を支給しないと規定されておりますが、地方公営企業法第39条、他の法律の適用除外等の規定では適用除外となっていることから、自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の規定を定めるものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第12号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条第2項及び第5条の現行「の各号」を削り、第19条の次に改正後は第19条の2を加えるものであります。第19条の2は、自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の定めであり、地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しないとするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,770万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億8,143万7,

000円とするものであります。

第2条は、継続費であります。4ページ、第2表、継続費に記載のとおり、庁舎建設基本設計・実施設計委託9,566万7,000円について、平成29年度から31年度までの3カ年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項10目市民生活推進費でバス運行に係る各路線における収支不足額補償金であります。北海道中央バスが運行する路線において平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間における収支不足額に係る市町負担額について路線距離数に応じた砂川市の負担率に基づき負担するもので、一つ丸、焼山線バス運行に要する経費の収支不足額補償金365万円の補正は、市負担金978万4,000円について砂川市と歌志内市との間で砂川市の負担率37.3%に基づき負担をするものであります。次に、同じく二重丸、上砂川線バス運行に要する経費の収支不足額補償金44万5,000円の補正は、市町負担額108万4,000円について砂川市と上砂川町との間で砂川市の負担率41%に基づく負担をするものであります。同じく二重丸、滝川美唄線バス運行に要する経費の収支不足額補償金103万3,000円の補正は、市町負担額264万1,000円について砂川市、滝川市、奈井江町、美唄市との間で砂川市の負担率39.1%に基づき負担をするものであります。同じく二重丸、滝川奈井江線バス運行に要する経費の収支不足額補償金90万9,000円の補正は、市町負担額146万円について砂川市、滝川市、奈井江町との間で砂川市の負担率62.25%に基づき負担するものであります。

次に、同じく12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費132万2,000円の補正は、マイナンバー法に基づく番号制度システムが本稼働し、特定個人情報の連携が開始されているが、各業務に係る特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴い、総合行政情報システムのうち児童福祉システムの改修を行うものであります。

次に、同じく15目庁舎整備費で二重丸、庁舎建設事業費975万4,000円の補正は、庁舎建設に当たり基本構想、基本計画を策定し、考え方や整備方針を定めたことから、今後は具体的に建設事業を進めるものであり、平成31年度からの建設工事着手に向けた基本設計、実施設計及び基本設計を行うために必要な地質調査委託を行うものであります。また、設計業務は、事業期間短縮及び経費の縮減のため一括発注による平成29年度から平成31年度までの継続事業とし、委託事業者の選定に当たってはプロポーザル方式により外部委員を含めた選定委員会を開催し、選定するものであります。

次に、同じく3項1目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、住民基本台帳ネットワークシステム管理に要する経費275万4,000円の補正は、希望する者に対しマイナンバーカー

ド及び住民票などへの旧姓の併記を可能とするよう関係法令の改正が予定されていることから、年度内に住民基本台帳ネットワークシステムの改修を行うものであります。

次に、16ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で一つ丸、障害者福祉システムに要する経費154万2,000円の補正は、平成30年4月施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正などに伴う新たなサービスの創出や拡大及び平成30年度に予定される報酬改定に対応するための障害者福祉システムの改修委託料及びマイナンバー法に基づく番号システムが本稼働し、特定個人情報の連携が開始されているが、各業務に係る特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴う番号制度システム整備委託料であります。

次に、18ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で二重丸、産地パワーアップ事業補助金2,500万円の補正は、産地パワーアップ事業は地域が一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、施設の整備や農業機械などの導入を支援するものであり、新砂川農業協同組合がキュウリの選果機の導入により選果のばらつきを解消し、品質や選果規格の統一、均一化を図るとともに、販売額の増加への取り組みを進めることから、キュウリ選果機の導入に必要な経費の一部を補助するものであります。

次に、20ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費45万円の補正は、商業地域などの空き建築物を解消し、商店街の活性化を図るため、空き建築物を活用して専門サービス業であるデザイン業を新たに開業する空のアトリエに対して、事業の用に供する目的で行う改装に要する費用の一部を補助するものであります。

次に、22ページ、12款諸支出金、2項1目国保会計繰出金で一つ丸、国保会計繰出金32万6,000円の補正は、番号制度システム整備委託に係る事務費負担分の繰り出しであります。

次に、同じく4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金51万9,000円の補正は、番号制度システム整備委託に係る事務費負担分の繰り出しであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で505万7,000円の補正は、民生費国庫補助金及び総務費国庫補助金であります。

15款道支出金で2,500万円の補正は、産地パワーアップ事業に係る農林費道補助金であります。

18款繰入金で1,764万7,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

なお、24ページに継続費に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第2号及び議案第3号について

てご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,591万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で102万6,000円の補正は、アンダーラインを付しております番号制度システム整備委託料であります。マイナンバー制度における国及び北海道等との情報連携に伴いシステムを改修するもので、財源につきましては一般会計を通じて国庫補助金等で全額対応するものであります。また、その下のシステム改修委託料は、国民健康保険制度の都道府県化に伴い、事業報告システムを北海道でクラウド化するための改修費用であり、財源につきましては国及び道補助金で全額対応するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。2款国庫支出金で35万円の補正及び5款道支出金で35万円の補正は、先ほどご説明いたしました事業報告システムのクラウド化に係る改修費用に対し、国、道から交付される特別調整交付金の増によるものであります。

8款繰入金で32万6,000円の補正は、番号制度システム整備に伴う一般会計繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,659万1,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で51万9,000円の補正は、アンダーラインを付しております番号制度システム整備委託料であります。マイナンバー制度における国及び北海道等との情報連携に伴いシステムを改修するもので、財源につきましては一般会計を通じて国庫補助金等で全額対応するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。7款繰入金で51万9,000円の補正は、番号制度システム整備に伴う一般会計繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第3号とするものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額4億4,392万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億4,392万3,000円」を「不足する額4億7,070万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億7,070万9,000円」に改めるものであります。

これは、資本的支出で2,678万6,000円増額し、支出の総額を16億1,888万8,000円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります。1項建設改良費2,678万6,000円の増額は、1目資産購入費で本年11月に稼働した新たな医療情報システムにおいて医師を初めとする医療従事者より業務の効率化、医療安全等に関する要望が多数寄せられたことから、医療従事者の負担軽減、医療の質向上を図るため早急にカスタマイズ対応を図るものであります。

4ページから7ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第6号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第5号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) それでは、議案第5号 砂川市場外離着陸場条例について大きく4点について総括質疑を行います。

最初に、今回の条例提案は、既存のヘリポートを公共用ヘリポートから場外離着陸場に変更するものであり、砂川ヘリポート条例を廃止して、新たに砂川市場外離着陸場条例を制定しようとするものですが、制度としての扱いに変更があったとしても、ヘリポートとして運用していく場面では重複する場面が多いと思われます。設置形態の変更であるため、単純にヘリポート条例の改称はできないことは承知していますが、さきに述べた運用など

の重複する面を考慮すると、両条例の連続性について市としてどのように考えているのか。

2点目に、この両条例の廃止、制定によって具体的に何が変わってくることとなるのか。

3点目に、今回この条例が可決されれば、新たに場外離着陸場として再出発することになりますが、その際のメリットはどのようなことが考えられるのか。

最後に、砂川市場外離着陸場条例には、砂川ヘリポート条例にはなかった利用者の安全管理についての1条が特に設けられています。条例の本則に条立てをする意味を考えると、その意味合いは大変重いと考えます。その他の条文は、原則として既存の砂川ヘリポート条例とほぼ同じ内容であることを考えると、この1条だけ追加した理由はどのようなものか。あわせて安全に対する配慮については、利用者、設置者、双方にとって強化されたと考えてもいいのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、砂川ヘリポート条例、砂川市場外離着陸場条例の連続性ほか大きく4点のご質問を頂戴しました。順を追ってご答弁をさせていただきますと存じます。

まず、両条例の連続性ということでございます。砂川ヘリポートにつきましては、不特定多数の利用に供する公共用のヘリポートとしまして、平成8年の11月に開港したところでございます。開港当初は、体験搭乗などの事業も行いながら、利活用に努めてきたところでございます。平成9年度には120回を超える着陸回数がございましたが、ここ5年間の着陸回数につきましてはおおよそ20から30回程度ということであります。また、利用者も企業など限定的であることから、利用の実態に合わせた施設とするために今般公共用ヘリポートから場外離着陸場に位置づけを変更しようとするものであります。

ご質問のございました砂川ヘリポート条例と砂川市場外離着陸場条例との連続性についてでございますが、施設自体は引き続き使用してまいります。施設の位置づけを変更するに当たりまして、国の求めにより現施設の廃止手続が必要となったことから、現在の条例を廃止するとともに、新たな条例を制定しようとするものであり、形式上条例としての連続性はないものと考えております。

続きまして、具体的な変更点ということでございます。こちらにつきましては、条例の廃止、制定による具体的な変更点でございますが、現行の砂川ヘリポートは、先ほどもご説明したとおり、不特定多数の利用に供する公共用ヘリポートとして運用されておりました。届け出によりまして平日、休日にかかわらず、誰でも利用することができるものであります。これに対しまして臨時的な利用を前提とした場外離着陸場に位置づけが変更することによりまして、設置者の判断により利用の許可、不許可の決定が可能になるものでございます。その際のメリットということでございますが、このように設置者の判断によりまして利用の許可、不許可を決定することができることから、申請の内容によりまして安

全性に不安があるような場合には使用を拒むことができるほか、職員が対応可能な日時に限定するなど、柔軟な運用が可能となるものであり、また位置づけの変更に付随して定期的な国の検査の際に発生する経費のほか、泡消火器設備など施設や設備の維持などに係る経費につきましても一定程度の削減が可能になるものと考えております。

最後に、砂川市場外離着陸場条例の第8条、安全管理の部分が追加されたという点でございますが、この第8条を追加した理由でございますが、臨時的な利用を前提とした場外離着陸場の場合には、国から求められる安全管理などの基準が公共用ヘリポートと比較して緩和されたものになるということでございますので、この部分につきましては使用者に対して安全管理について十分な対応を求めるべきということを判断いたしまして、この1条を追加したものでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質疑を行ってまいりますけれども、この後にも予算審査特別委員会のほうに付託されますので、細かいことはそちらでお伺いをいたしたいと思いません。

先に条例の連続性の話があって、確かに答弁にもあったように形式的には一回公共用から公共用ではない非公共用に変わるわけでありますから、条例の名前を変えてそのまま持っていくことはできないということは承知しておりますけれども、それはあくまでも形式的な中身の話であって、もう一つは条例の連続性についてどうして質疑をしたかということ、臨時的であっても随時使用していたとしても、ヘリコプターがおりてきて、その安全性を維持していくことには変わりはないわけでありますから、この条例の条文の中身をとって大きく変更する必要はなかったのかなと。まして先ほど答弁にもあったように利用者の安全管理についてのところは、新たに1条を起こして加えたぐらいでありますから、であるならば細かいところを見ていけば結構ヘリポート条例であったものがなくなっていたりとかするようなところもあるのですけれども、その辺というのは安全性のことを考えると、国から求められた安全性の基準が非常に高いハードルであったと。それが市にとって大きな財政的な負担等にもつながったかもしれませんけれども、それは、繰り返しになりますが、公共用ヘリポートとして使っていても非公共用ヘリポートとして使っていたとしても、ヘリコプターがおりてきて、安全性のことを第一に考えれば、これから新たな施設を設置するというのは難しい話ではありますが、既存の施設をそのまま残していくことというのはやっぱり難しいのかなと。それはなぜ難しいのかなとは思いますが、そこは条例に連続性があるって、ヘリポート条例で定められていたようなことをそのまま場外離着陸場にしたとしても維持するべきではなかったのかなと思うのですけれども、先ほどの答弁は形式的な設置の主体が変わってくるので、条例の連続性はないということだったのですが、私がお伺いしたかったのは、そういう手続面的な要素と、もう一つは条例の中身の安全性

を維持するのだということであれば、条文そのものを特にいじる必要はなかった部分もあるわけですが、そこがうまくリンクしていないというか、連続性を持っていない箇所もあるのです。細かい話は委員会のほうでしますが。その辺というのは原課の中で公共用ヘリポートから場外離着陸場にするに当たって、どう考えていったのかということのを再質疑としてお伺いをしたいと思います。

それから、具体的な変更点ですが、これも先ほど答弁にあったように国から求められる非常に厳しい安全基準の要件といったようなものは確かに緩和された。それから、そのほかにも現実的には利用者がほぼ限定されている中で、設置者、つまり砂川市の判断によって利用の許可が可能になってくるといったようなところは、利用があるときにはあそこの現場にたしか職員を配置しないといけないわけでありますから、その辺のところはメリットとして大きいのかなとは思いました。これは意見というか、感想で終わりますけれども、それから3点目にメリットのこと、今ほどもお話をしたのですが、確かに設置、管理する側から見れば職員を常駐しているわけでありませぬから、利用申請の都度職員を送っていく。それから、それ以外の例えば場外離着陸場になることによって今までかかっていた固定的な経費といったようなものが少しずつ減らされていくということなのですが、これも何度も繰り返しますけれども、一番の場外離着陸場の肝になってくるのは、やっぱり安全性だと思うのです。先ほどちょっと答弁の中でも出てきましたけれども、今現在泡消火器ですか、そういったようなものが配置されているのですけれども、これは公共用ヘリポートであれば設置は義務づけになっておりますが、今後こういったようなものも設置義務がなくなったからといってすぐ簡単に撤去してしまうというのは、私は安全性のことを考えるといかがなものかなと思うのですが、一つの自治体側からのメリットとすれば財政負担がなくなるから、それは確かにメリットというふうに捉えることもできますけれども、やはり安全性のことを、使う人のことを考えるのであればこの辺というのは泡消火器だけではなく、ちょっと聞き及んでいるところによると今あそこは公共用ヘリポートですから、施設の管理は民間の警備会社に委託をしているというお話もありました。しかし、今後は公共用ヘリポートから位置づけが外れてしまうと、そこまで厳重な警備は必要ではないということで、そこの警備についてもどうなるのかというようなこともお伺いをしたいと思います。

それから、最後の4点目の安全管理のところなのですが、あえて1条、利用者の安全管理のところを条立てをしたということではありますが、仮にこの条例の中に安全管理という文言が入っていなかったとしても、日常の中でいろんな使用とかをしていけば一般法の原則に戻るわけであって、例えば善管注意義務ですとか、そういったような義務がかかっていることには変わりないわけです。あえて条例の中でこの1条を起すということの意味合いというのは非常に大きいものでありますけれども、ここで安全管理と書いてしまうと、使用者だけに安全管理を求めるだけではなくて、やはり私はバランスを考えるの

であれば、今後の設置者がしっかりとその施設を管理する義務といったようなものを一緒に書くべきではなかったのかなと思うのですが、その部分がないと。それについては、どのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 何点か再質問を頂戴しましたので、順次ご答弁を申し上げますが、まず連続性ということでございまして、これも1回目の答弁のとおり、施設自体はそのままの施設を来年の4月以降も使っていくということでございしますが、国の求めで一旦廃止とする手続が必要だということで、現行の条例は廃止、新たな場外離着陸場について制定するものでございます。

議員さんがおっしゃられたとおり、現行の施設をそのまま使うということであれば、安全管理も含めてもうちょっと今の設備をそのまま使えるようにというようなお話でございますが、公共用ヘリポートにつきましては、1回目のご答弁でもお話ししたとおり、不特定多数が使うということで、それを拒むことができないということになりますと、安全管理をしっかりとした企業だけではなくて個人の資格で操縦すると、自家用の操縦者で、また経験も浅いような方の利用でも国の許可がおりれば拒むことができないと。今までは、使用する方に施設が合わせていかなければならない。これが4月以降は、こちらの施設に合わせて使用する方を、言葉が適切かどうかわかりませんが、選択することができるのか、その部分では、先ほどもお話ししたとおり、申請の際に安全性に不安のある、疑問のあるようなものについては拒むと。今の施設設備で対応できるような利用者に限定をしていくのだということで、泡消火器も来年の4月以降については使用をしないようにしたいと考えておりますし、また施設を民間の企業に警備をお任せしているということでございしますが、こちらにつきましてももちろん施設はしっかりとしておりますので、また施設の中にも特別な重要な設備ですとか書類等とかもございませんので、そちらにつきましても利用の実態に合わせた、現状に即した警備の体制に変更してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、第8条の点でございますが、これも1回目のご答弁でお話ししました。また、議員さんのご質問の中にもございまして、こちらについては場外ということはかなり緩和された基準になります。そういった意味では、あえてこちらから使用する方に対して、そういった部分は十分に配慮していただきたいというようなことを包括的に明文化するのが必要と判断したところでございます。また、設置者にも言及すべきというようなお話ございましたが、設置者はもちろん砂川市でございまして、この部分については条例に条文がある、ないにかかわらず、今の施設を安全に運航していかなければならないというのは重々承知しているものでございます。あえて設置者に対する安全管理の定めというのは必要ではないと判断して、今般第8条のみの追加ということで手続をとったわけでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 この後の委員会もあるので、多くは語りませんが、今ほど答弁があった中で今度は施設側に合わせて利用者を選択していくのだというようなお話があったときに、今ほどの答弁で泡消火器の設備の話は、これは別に施設を利用するという事になればいつ何どきそういう事故とかが発生するかわからないので、別に施設側に合わせる云々の話ではないと思うのです。だから、ここは、経費的なものはどれぐらいかかるかみたいなものは細かい話になっていくので、これは委員会のほうで聞こうとは思っていますけれども、やっぱり安全性のことを考えたら、公共用で不特定多数の者が使っているが、利用者が限定されて特定のヘリコプターを運用する人が使おうが、事故が発生するリスクといったようなものは変わらないわけであって、その事故が発生したときにそういった消火施設が維持されているというのは、これは別に施設側の都合ではないと思うのです。ですので、この辺については、委員会のほうで続きをやりたいと思います。

それから、安全管理のところで、これも考え方としてこういう規定を入れたのは十分わかったのですが、2回目の答弁の最後のほうでおっしゃられたように、設置者については別に条文の規定がなくてもごくごく当たり前の管理はしていかなければいけない。それは、中には書かれてないけれども、そういった義務があると。利用者は、特に今回公共用ヘリポートから変わってきたので、1条こういうことを起こしたと。注意喚起のような位置づけなのかもしれませんが、ただやっぱりこの中に入れてしまうと、いろいろとこの条例全体を見るとバランスを失するところと課題になりそうなところが出てくるわけですから、その点についてもこの後委員会で細かいことをお伺いしたいと思うのですが、1点だけ再々質疑としてお伺いしたいのは、この安全管理ということを先ほど包括的に規定をしたということだったのですが、市の現在の考えとして利用者に対する安全管理というのはどういったようなものかを考えていらっしゃるのか、この点だけ再々質疑としてお伺いをして、私の質疑を終えたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 安全管理ということですが、ヘリコプターを操縦する方、それを運営する企業等に対する国の安全基準、安全管理、全て網羅して把握しているものではございませんが、現行の市のヘリポートにつきましては、国から保安管理規程というような手続を経て、安全管理の基準を定めるものとされておりまして、また運航する企業につきましても、同じように法令によりまして保安管理規程を定めて、それに基づいて安全に運航するよう国から求められております。市としましても、今もそうですが、今後もこういった法令を遵守していただくというようなことを基本に、使用する方には安全な運航を求めていきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の総括質疑を終わります。

議案第7号から第12号までの一括総括質疑は休憩後に行います。  
午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第7号から第12号までの一括総括質疑を行います。  
質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第9号、10号に関してなのですが、ただ9号、公民館条例、それから10号は体育施設条例の一部改正ということになっていて、両方とも指定管理者から直営にという条例になっております。基本的には10号のほうの体育施設条例についてお伺いをしていきますが、公民館に係ることもあるのかなとも思っておりますので、それでは総括質疑を始めたいと思います。

まず、1回目は1点だけです。このたびこれまでの指定管理者制度がとられていたのですけれども、その指定管理者制度をやめて直営にする理由をまずお伺いいたします。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) それでは、議案第9号及び第10号の関係でご質疑をいただきましたので、ご答弁を申し上げたいと思います。

公民館及び体育施設が指定管理者から市直営になる理由についてであります。指定管理者、NPO法人ゆうが平成27年度から3年間公民館及び体育施設の指定管理者を受託した後に、次期指定管理業務について市と協議を行っていたところであります。法人の考えとしては、法人の設立趣旨である地域交流センターゆうの運営管理を担い、子供を中心とする世代間交流及び芸術文化活動を促進し、にぎわいを創出するという原点に立ち返ることを基本とし、平成29年11月16日のゆうの臨時総会において新たな指定管理者業務の更新を見送り、受託しないことが正式に決定されたところであります。市内にはNPO法人ゆうのほか指定管理を受ける団体が現時点でいないことから、公民館及び体育施設については平成30年度から市直営とするものであります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 この体育施設、それから公民館の件なのですが、私も長く議員をやっていますので、ある程度の事情というか、経過というのは知っているつもりなのですが、どうもここがうまくいかないのです。それで、いつか、あれはいつなのでしょう、小泉首相が民営化みたいな話になってからなののでしょうか、公共施設を委託するというようなことが非常に多く出てきて、今現在は公共施設のほとんどが指定管理者になっているのではないかなと思うのですが、うちの東地区のコミュニティセンタ



○教育次長 河原希之君 ご質問でこれまで21年度から今回29年度までの9年間ですけれども、ゆうのほうに指定管理をお願いしてきたと。これまでゆうと協議をしながら、改善点は多々あったと思いますけれども、これらの期間の中では改善できるものは改善をしてくれています。ただ、全て改善はできなかったということもございます。

前回の27年度からの受託を受けた段階でも今後協議していきたいというようなご答弁は、平成27年度には差し上げていますけれども、27年の早い段階でまずはゆうのほうから、三役の方ですけれども、次の指定管理は受託しないという方向が出されております。その結果を受けて、今回平成29年度に入りましてから再確認をさせていただいたところ、その方向性は変わらないということで、11月の臨時総会で正式に決定をしているという過程でございます。

今回直営になってどう変わっていくかという部分でございますけれども、スポーツ振興課に新たに課長を配備しております。その中で、スポーツ関係につきましては、今までゆうをお願いしていた部分がございますけれども、それらをさらに振興できるように、一つ一つ市の直営の中でスポーツの発展等につながるような取り組みについては強化をしてみたいと思います。直営ですから、結果的に課の課長以下係員もおります。その中である程度柔軟性を持って、スポーツ振興についてはやっていきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 黒弘議員。

○黒弘議員 今回の答弁をお伺いすると、本当にこれまで我々が議会で聞いてきた公の施設の管理、維持の話し方と全く逆のお話の仕方をされているので、何か面食らってしまうのです。これまでは、何とか官と民との協働の中で、しっかりと民間の、いわゆる市民の皆さんにも協力をしていただきながらやっていってほしいというようなことがずっと言われてきました。もちろんゆうもその一つだし、あと公の施設、先ほど言ったコミュニティセンターでも老人憩の家でもいろんな形で指定管理者という形をとってきた流れだと思うのです。一番大事とは言わないのだけれども、さっきから言っているように非常に指定管理者を受けてもらえそうなおところがある体育施設でもあるし、それから公民館でもあるのに、そこがどうしても直営にせざるを得なくなってしまうというこのところのもう少し何かがあってよかったのではないかと思うわけです。こうやって急に直営に、向こうに断られたから、では直営なのだ。では、これが一時的なものなのか、ずっと直営でいくのか。今の次長のお話でいくと、結局直営のほうがいいようなお話の仕方をされるので、それはちょっと違うのではないかと思うのです。

今さらなのですけれども、指定管理者というのは物すごくあるときからはやり始めた言ってもいいぐらいに何でも指定管理、指定管理となってきた、ただ指定管理者というのはよく言われている住民のニーズに効率的に対応するには民間の能力を活用しつつ、それから経費の削減を図るなんていう流れの中で、砂川市も指定管理者制度を取り入れてきたと思うのです。その流れというのは、決して変わるものではないのではないかと思うのです。

そういう中で、今回それこそ公民館、体育施設が直営になっていく。このことについて、もう最後の質問なので、ここだけは聞いておきたいと思うのですけれども、今後教育委員会としてはこの両施設の管理運営をずっと直営のままでするのか、ただ、今はちょっと一時的に次に受けていただけないところがないので、仕方がなく直営にしようとしているのか、このところはとても大事ななと思っているのですけれども、教育委員会のお考えをお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まさに地域交流センターゆりの運営につきましても、施設を建てる前から市民の方がかかわって、そして5年もの月日をかけながら、管理運営を担うところになったところでもあります。そういうものがすばらしい今管理運営をしているという点は承知しておりますので、そういう形が理想であるとは考えておりますけれども、平成30年4月に向かっては現時点で直営以外はないという考えでございます、その点についてはご理解いただきたいと思えます。

〔「今後の考え方」との声あり〕

失礼しました。今後の考え方ということでございますけれども、官と民の協働という部分については、第6期総合計画でも記載しております。この点から、ふさわしい団体が出てきた場合については、また所要の改正手続をとりながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号から第12号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、平成29年度の補正予算、議案第1号、その中で庁舎建設事業費についてお伺いをしたいと思うのですけれども、このたび庁舎建設事業費が予算化されているのですけれども、具体的にはまず1点目としては、基本、実施設計の委託についての今後のスケジュールをお伺いしたいと思います。

2点目、継続費の詳細が予算書にはあるのですけれども、それぞれの年度、29から31年、年割額の変化があつて、多分今後のスケジュールと同じようなことにはなるのかなと思うのですけれども、その年割額の根拠をお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、基本、実施設計者の業者選定方式ということでお話を聞こうと思ったのですけれども、先ほどの提案説明では基本、実施設計を一括発注と、それからプロポーザル方式というふうにお話しされたのではないかと思いますのですけれども、この点についてはそれでよろしいのかどうかをお伺いします。

最後に、この新庁舎建設というものについては、市民についていろいろお話をしていく中で、市民の意見を聞きながら、ともに考える庁舎整備ということが大きなテーマになって、これまでいろいろな審議会であったり、市民フォーラムだったり、いろんなことをやられてきたと思うのですけれども、この思い、市民の意見を聞きながら、ともに考える庁舎整備というのは基本あるいは実施設計に生かされていくのかどうか、どう生かしていくのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部審議監。

○総務部審議監 近藤恭史君（登壇） それでは、私から庁舎建設事業費の各質疑につきまして順次ご答弁を申し上げます。

初めに、基本設計、実施設計委託の今後のスケジュールについてであります。庁舎建設事業につきましては、国の交付税措置を活用するため、平成32年度中の完成を目指して進めることとしております。完成までの期間につきましては、あと3年4カ月となっております。そのうち建設工事には1年9カ月間を見込んでいただいております。工事着工までの事業期間が限られていることなどから、基本設計、実施設計につきましては効率的に設計を進めるべく委託業務として一括発注し、平成29年度から31年度までの3カ年度にわたる継続事業として実施するものでございます。

今後のスケジュールでございますが、委託業務の業者選定をプロポーザル方式により行うことを予定しているところであります。12月中に公告を行い、来年2月に選定委員会を開催し、業者を決定してまいりたいと考えております。その後、基本設計につきましては、同月2月下旬から着手し、同年8月に基本設計を完了させ、引き続き実施設計に着手し、平成31年6月上旬に完了する予定としているところでございます。

続きまして、継続費としております基本設計、実施設計委託の年割額の根拠でございますが、こちらの基本設計、実施設計委託料の算出につきましては、国の官庁施設の施設設計業務等積算基準に基づいて積算したところでございます。事業の実施に当たりましては、平成30年2月から31年6月までの3カ年度の事業となりますことから、委託料の年割額につきましては、基本設計と実施設計のそれぞれの年度別設計期間による案分計算を行って算出したところでございます。具体的には基本設計につきましては、平成30年2月から8月までを期間とする2カ年度における作業月案分にて算出し、実施設計につきましても平成30年9月から31年6月までを期間とする2カ年度における作業月案分を行っているところでございます。このことによりまして、年度ごとに計上されている年割額につきましては、議案書4ページの第2表、継続費のとおりとなっておりますところでございます。

続きまして、基本設計、実施設計の選定方式でございますが、庁舎建設につきましては事業の規模が大きく、また今後長年にわたり使用していく施設であることから、設計に

当たりましては高度な技術や経験を持った設計業者を選定することが重要となるものでございます。そのため設計業者の選定に当たりましては、単に価格だけではなく、技術力、経験、意欲、取り組み体制等、幅広い判断基準からすぐれた設計業者を見きわめることができる公募型のプロポーザル方式を考えているところでございます。

なお、受託業者を決定するに当たりましては、透明性の確保と専門的な知識が必要となりますことから、技術的な専門知識を有する外部委員2名を含めた5名の委員構成による選定委員会を設置し、受託業者を決定する考えでございます。

最後になりますけれども、市民の意見を聞きながら、ともに考える庁舎建設は、この基本設計、実施設計に生かされるのかについてでございますけれども、庁舎建設につきましてはこれまで平成27年に市民委員による庁舎整備検討委員会を設置して、今後の庁舎のあり方についてご意見をお聞きしたのを初めとして、昨年10月、建てかえに向けた検討を進めるため、学識経験者を含めた20名の市民委員により庁舎建設検討審議会を発足させ、基本構想、基本計画について議論いただいたところであります。加えまして市民アンケートや市民ワークショップ、パブリックコメントのほか市民説明会を開催し、さまざまな機会を通じて市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、基本計画等の策定を進めてきたところでございます。今後の基本設計、実施設計におきましては、基本構想、基本計画に基づいて設計業務を進めていくこととしておりまして、市民の皆さんが真摯に議論された貴重なご意見を設計に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、基本設計案が整理されましたら、再びパブリックコメントや市民説明会を開催し、市民の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 すごくスケジュールがタイトになっているなと思うのです。これは、私たちにもある程度示されていることですがけれども、有利な事業債を使うことによって32年度までに完成をしなければいけないという条件がついた中で、本当にタイトになったのだなと思うのです。そのスケジュールがぎゅっと詰まってきたことに若干の不安を感じておりまして、まず当初スケジュールというのが普通でいう庁舎建設に向けてのスケジュールだったのだらうと思うわけですがけれども、基本設計に1年、実施設計に1年、いわゆる設計業務というところで2年、24カ月をかけようとしていたところが、今の予定でいけば基本設計については来年の2月下旬から8月、つまり6カ月で基本設計を上げてしまおうということなのだと思うのです。

この前の連合審査会なんかでもお伺いをしているのですけれども、ほとんど大事なところってまだ決まっていない基本計画なのだろうと思うのです。というのは、特に例えば耐震のことを考えたときに、耐震なのか、制震なのか、免震なのか、これもまだ決まっていない状況です。仮にこれだけでも大変なことだと思うのです。例えば免震を選んだとすれば、地元でできるような仕事ではなくなってしまうとか、工事費だってこれによって大分

変わってくるだろうと思うのですけれども、そこがまず決まっていなかったり、もっと言えば建設の位置もまだ決まっていないわけです。これも基本設計の段階で決めていこうとするのだと思うのです。もっと言えば、敷地の南側、今の病院の職員駐車場あたりにできそうかどうかというのはわかるのですけれども、階の設定すらも今はまだ決まっていない状況なのだと思うのです。それは、3階にする案と4階にする案が出てきているのですけれども、結構大事な部分というのがまだ決まっていない状況の中で、本当に6カ月もないようなこの期間の中で基本設計ってやれるのかなと。そこに市民の思いとか、いわゆる働き方の問題とか、その期間で本当にやれてしまうのかなとは思っているのですけれども、こちら辺は自信を持っていかれるのかどうか、まずお伺いをしたいと思うのですけれども。

あと、継続費の関係は、30年度にかなり基本設計と、それから実施設計がダブリ込んでいくので、一番お金がかかっていくというようなことで7,200万が30年度にあるのかなというのは今理解できたのですけれども、それから基本設計の業者選定の関係でいくとプロポーザル方式でやると。もちろん参加する業者さんは、基本計画をもとにしてやっていくことになるわけですから、ただプロポーザルの段階で、ちょっと調べていくと基本構想、基本計画に参加した業者さんは、プロポーザルの場合に基本設計、実施設計には参加できないようなことってあるのでしょうか。つまり基本構想、基本設計をやっていった業者さんというのは情報がたっぷりあるわけですから、平等な競争にならないのではないかなんていう話もちょっと聞いたことはあるのですけれども、そこはどうなのでしょう。今基本構想、基本設計にかかわっている業者さんが今回の設計業務のプロポーザルに参加できるのかどうか、ここをお伺いしたいと思っているのと、それからもう一つ、市民の意見を聞きながら、ともに考える庁舎整備ということで、やっぱりこれからずっと使っていく市役所庁舎ですから、そういう意味も含めていろんな市民の意見を聞いてやってきているのだと思うのですが、これまでの市民の皆様方のかかわり方というのがすごく何か白けているというか、いろんな意味でどうしてこんなにまでも市民の声が聞こえてこないのかなというぐらいに静かな感じがするのです。それは、全部もう役所に任せてあるよという声なのか、そうかもしれないのですけれども、ただもうちょっと何かがあっても、だって40億近くのお金がこの事業にかかっていくわけですから、今までもその辺のところちょっと気にしながらきているのですけれども、基本構想案のパブリックコメントをやったときは個人が1件で、しかも余り建物の中身という内容ではなくて、FMラジオが受信できるようなアンテナを設置したらどうかというようなご意見が1件だけだったとたしか思うのですけれども、それでこの前見ていった市民説明会もたしか北のコミセンで8人ぐらいでしたか。私は行ったのですけれども、南のコミセンは4人しかいなかったのです。ゆうは、ちょっと人が多くて、十七、八人いらっしやったということなのですから、何とも役所を建てるという割には市民の皆さんの関心が低いなと思っていて、そのところを今後、基本設計に入ってそれが終わったらほとんど変更はきかないだろう

と思うのです。あと、実施設計は、予算をもっときちんと算出したり、工事をどうしていくか、建築をどうしていくかということが実施設計だと思うので、いろんな意味で基本設計というのがとても大事なところになってくるだろうなと思うのですが、先ほども言ったとおり、まだまだ外観すらはっきりと見えてこない。つまり3階建てなのか、4階建てなのかもわからない。今まで模型を見ている限りは、ずどんとした箱形のものしか見えていないのですけれども、でも私がふと考えるときに、例えば3階建てだったとしたときに市民がよく来る窓口は1階にする。それから、地域包括支援センターも中に入れるというような話があったときに、本当に3階、4階の真四角な建物で済むのだろうかと思ったりするわけです。だったら、例えば議会の庁舎も箱形ではなくて、1階はちょっと広目のスペースがあって、2階、3階はちょっと狭めな、そういう形だっていいだろうなとも思うのですけれども、何かそんな議論というの全くないままで、これから基本設計に入っていくという段階になっているのです。主体としては市の職員が働く事務所なのかもしれないのですけれども、もっともっと市民の方々がかわかってこられてもいいのではないかと考えています。そんなような意味から、この基本設計が終わった段階ではパブコメも、それから説明会も開くと先ほどおっしゃられていたのですけれども、今のままだったらどうも同じような状況が続いてしまうのではないかとと思うのです。これは、決していい流れではないと思うのです。そんなような意味から、もう少し何かを考えていけないものかなと思うので、全く今までと同じようなパブコメと、それから説明会を基本設計終了後にやろうと考えていらっしゃるのかどうか、ここもあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部審議監。

○総務部審議監 近藤恭史君 ただいまいただきました庁舎建設事業にかかわるご質問につきまして順次ご答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、基本設計、実施設計にかかわるスケジュールの関係でございますが、非常に設計にかかる総体的な期間が短くて、果たしてその中でやっていけるのかというご質問でございましたけれども、庁舎建設事業につきましては、先ほどご答弁申し上げさせていただきましたように平成32年度中の完成を目指して進めるということで、具体的には平成33年3月までには完成をさせたいと考えているところでございます。その中で、建設工事にかける期間というのは、やはり1年9カ月程度になるだろうと私どもも見込んでおります。1年9カ月の期間があれば、庁舎建設工事は完了できる。それらを見込んだ中で設計にかける期間といたしましては、来年2月から31年8月までの1年3カ月程度でこの設計業務を進めていかなければならない。また、その期間を考えた中で基本設計、実施設計が果たしてできるかどうかということで検討いたしました。この期間で設計については可能だと考えているところでございます。基本設計につきましては、来年2月から着手いたしまして、31年の8月までということで、実質業務期間的には6カ月程度となるものでございます。実施設計については、その後の期間ということ

で約9カ月間を見込んでおりました、この15カ月間の中で設計をまとめていきたいと考えているところでございます。非常にタイトな日程にはなりますが、この中でしっかりと委託業者が決まりましたら業者ともディスカッションを図りながら、設計業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、この業者を選ぶに当たってプロポーザル方式で実施するわけでございますが、これまで基本構想、基本計画に携わってきた業者についても参画できるのかというご質問だったと思いますけれども、こちらについては特に参加できないということではございません。基本設計、実施設計を進めるに当たりましては、基本構想などの計画策定に必要な計画業務としての知識とは別の設計業務としての必要な専門的技術やノウハウが必要となりますことから、プロポーザル方式で業者を選んでいきたいと考えているところでございます。ただ、今回基本構想、基本計画に携わっていただいたということで、それら策定に当たって知り得た情報を多く持っているということで、一部において有利な面も考えられるとは思いますが、基本設計、実施設計を進めるための技術提案作業については、総合的な中で市としては評価をしたいと思っておりますし、よりよい提案事業者があらわれれば、やはり市としてはその業者を選定していきたいと考えておりますので、その辺の差はないと考えているところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

済みません。先ほどスケジュールの関係で基本設計の期間をちょっと間違えてご答弁いたしました。平成30年2月から同年の8月までという期間でございます。大変失礼いたしました。

続きまして、市民参画の関係でございます。今ほど議員さんのほうからお話がありましたように、市民説明会を11月27日から29日までの3日間にわたりまして開催をさせていただきました。基本計画案をまとめるに当たりまして、庁舎建設にかかわるお話ということで説明会をさせていただいたわけでございますが、3日間を通して参加された市民の方については30名でございます。私どもといたしましては、やはり市役所庁舎につきましてはまちづくりを進める行政機能の中心となる施設であることから、庁舎建設に当たりましては市民の皆さんの関心を高めていきたいと考えているところでございまして、これまでも周知に努めてきましたが、加えまして市民に親しまれる庁舎づくりとなるように市民ワークショップを開催するなど、いろいろな取り組みも行ってきたところでございます。このたびの市民説明会の結果を私ども受けとめ、反省しながら、今後の基本計画の策定に関しては、より一層市民の皆さんの関心を高めることができるように周知の仕方、さらには関心を持っていただけるような工夫というのも今後考えて取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今後の基本設計を進める中で、十分その辺も考えながら取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 担当のほうやれるという自信がある、やらなければならないのだろうとは思っています。ただ、この一大事業、今までの計算でいくと、交付税が算入される率が25%でしたっけ。約8億円ぐらいが何もない状態と比較すると国からもらえるというようなことになっているのだろうと思っておりますけれども、ただ今後オリンピックも近づいてきて、多分いろんな意味で、病院でもあったのですけれども、えらく資材が高騰したり、人件費が高騰して、予定の価格では入札が不調に終わったなんていうことがあったりして、そんなことも何が起るかかわからない状況でもあると思っております。その中で、本当に時間がない状態の中でそれぞれをこなしていかなければならない。設計業務もちろん、それから建設工期も今までと比較すると、当初のスケジュールだったら2年間かけて建設工事をやろうと思っていたのが1年6カ月でやるという状況だと思っております。つまり建設工事についても6カ月間短縮をしていかないと、さっきの平成33年3月までにはできないというような普通ではなかなかない、しかも大きな建物でもあるので、延べ床で5,500㎡ですか。こういう突貫工事と言ってもいいようなやり方がこれって本当に地元企業が参加できるのかなと思ったりもするのですけれども、ぜひとも地元でやってほしいと思っておりますが、期間というのは非常に気になるところです。ここのところは、市長、本当にこの工事のやり方、あるいは設計の方法で市長の思い浮かべている役所というのが建つのかどうか、ちょっとお話を聞かせていただければと思っておりますけれども、当然平成33年3月となれば市長がまず第1に市長室に座られる可能性は十分あるわけで、そんなような意味からも含めて、ちょっと市民の関心というのも余り盛り上がっていないような感じもしますし、市長が庁舎にける思いみたいなものをそろそろ発信してほしいなと思っております。やっぱり市長の声というのは大きいと思し、今度の基本設計の説明会というのは今までみたいなやり方ではどうも市民の皆さんは来てくれないのではないかと思います。何かちょっと違うことをやってみたらいいのではないかと考えているのですけれども、そのときはもちろん市長も参加して、市長がみずから説明をして、こういう庁舎ができると。これによってこう変わっていくのだみたいなことをもっと模型を使っても何を使ってもいいから見えるような、そんな説明会をぜひしてもらって、みんなで新しい庁舎をこれから用事があるときばかりというのではなくて、市民がともにつくっていけるような庁舎になってほしいなと思っておりますので、その辺のところもお伺いをしたいと思います。最後に、その点だけお伺いをして終わりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長の思いというか、最後の結論を聞いていますと、説明会をもう少ししたほうがいいのかということだけではないですよ。正式には余り私は議会の中でしゃべることはないのですがございますけれども、それは粛々と審議会をつくったので、その中で論議してもらいながら、肝心なところはそこで決めてもらえばいいと。私は、半分ぐらいの町内会には顔を出して、いろいろ話はするのですけれども、

やっぱり庁舎の話をするとう聞いてはくれますけれども、その後の話を聞くと、私は行かない、市長に任せる。そして、すごく興味のある方々は、やっぱりよく来られる方、とりあえずエレベーターを何とかしてほしいと、これなら死んでしまうと。もともとの原点は、庁舎が古いからだめだというのではなくて、エレベーターがないのが諸悪の根源だと。だから、あとはみんな事務室だとやっぱり思っているのです。小黑さんはそうやって言われるけれども、交流センターみたいなところだったら、みんなは集まるのですけれども、やっぱり市役所は事務室だと。そこで私が考えたのは、そのまま行政だけでやってもそれでいってしまうから、20名の委員さんを集めて、いろいろ傍聴に来られてもいいですし、その中でそこを知ってもらって、そこから伝えようと。私は私で、出た後は概略は町内会に行ったときには必ず話しています、いろんな町内会に。今ここまでいっていて、こんな感じになっていますよと。それは黙って聞いてくれるのですけれども、大部分の方はその話した後一緒に話していると、行かないけれども、頑張っってねと。頑張っってねというのは、そんなに皆さん来るような場所ではなくて、しょせん市役所は、会議される方たちは常時来てくれて、その人たちはある程度団体の方々と、一般の方は例えば住民票、それから年金の手続だとか、そういう方が多いものですから、そこを幅広く持てといてもちょっと難しいかなと。だから、20名の方を選んで、その中で幅広く議論が出ていくようにしよう。だから、あえて私が行ってというよりも、職員がやっていますけれども、人が来ないというのはある程度私は想定をしておりました。ただ、形が見えてくると、もう少し変わってくるのだろうと。それは、基本設計の中で出ないと、今はもうお示しするものはございません。ある程度こんな形だけでも、それが基本設計の中にどういう感じで入れていくかにならないと形も見えてこない。ただ、そこができてくれば、ある程度その審議委員会の委員さんにもこんな形だと事前に見せて、今まで2年近くいろいろ論議してもらった結果をそこにお示ししないということにはならないし、議会のほうにもしっかりとお示ししていかなければならないだろうと思っております、説明会は今の形の中でいくのがいいだろうと思っておりますけれども、それは状況によっては、私は固定的に物事を考えないものですから。ただ、市役所の建物自体というのは、小黑さんは心配されているようですけれども、ちゃんとしっかり業者というのはやるものです。もともと日程が短いのは想定に入っていますから。そこでできるか、できないかは我々素人が心配したことで、できますとプロが言っている分野は私たちは信用するだけです。ただ、過ぎてしまうということはないで、交付税の範疇の中で私は33年3月までには完成すると思っておりますし、業者の関係については私は口を挟む気は全然ございません。それは、適正に、公正にやっっていけるのだろうということで、市長がこっちだ、ああだというような種類のものではないというのは、小黑さんも十分に理解しているのだろうと思っております。よろしいでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております12議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### ◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時54分